決議第３号

新型コロナウイルス感染症における「医療法人 土屋小児病院」に対する支援に関する決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

令和２年６月２２日

提出者　久喜市議会議員
猪　股　和　雄
宮　﨑　利　造
上　條　哲　弘
岡　崎　克　巳
杉　野　　修

久喜市議会議長　春　山　千　明　　様

新型コロナウイルス感染症における「医療法人 土屋小児病院」に対する支援に関する決議

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国の医療機関では、本年４月以降大幅な減収が続いており、医療機関の経営は深刻な事態を迎えている。多くの医療機関で経営の存続が危ぶまれ、新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波を前に経営破綻が危惧されている。この経営危機は、新型コロナウイルス感染症の対応をする特定の医療機関に限定されたものではなく、全国の医療機関に及んでいる。

こうした中、久喜市に所在し、埼玉県東部北地区における小児二次救急医療の中核をなしている医療法人 土屋小児病院では、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた１月以降、特に病院経営に影響を及ぼす入院患者数が激減している。４０床ある入院病床の４月・５月の稼働率は、４０％を切っている状況であり、収入は前年同月比４０％程度にまで落ち込んでいるとのことである。

今後、この状況が続き、更に新型コロナウイルス感染の第二波、第三波が発生した場合、経営破綻による倒産、仮に倒産を免れた場合でも医療従事者の処遇の低下が懸念されるところである。

同病院は、全国でも一人当たりの病院数が少ない利根保健医療圏の小児病院として、また、東部北地区における小児二次救急輪番病院として、日夜尽力されている。

埼玉県においては、小児医療機関への支援について実施するとのことではあるが、経営破綻による医療崩壊を回避するため、更なる財政支援を講じるよう要望するものである。

更に、久喜市としても、率先して東部北地区の市町と連携を図り、同病院の運営継続に向けた支援を行うことを要望するものである。

以上、決議する。

久　喜　市　議　会